

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和二十七年二月十五日(金曜日)午前  
十時四十六分開会

委員の異動

二月六日委員平岡市三君辭任につき、  
その補欠として北村一男君を議長にお  
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長

西郷吉之助君

理事

堀 末治君  
中田 吉雄君  
岩木 哲夫君

委員

岩沢 忠恭君  
石村 幸作君  
岡本 愛祐君  
相馬 助治君  
原 虎一君

政府委員

菅野 義丸君

内閣官房副長官  
全国選挙管理委  
員会事務局長

吉岡 惠一君

国家地方警  
察本部長官

斎藤 昇君

法務府特別  
審査局長

吉河 光貞君

事務局側

常任委員

福永興一郎君

会専門員

武井 群嗣君

会専門員

武井 群嗣君

本日の会議に付した事件

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命  
令に関する件に基く全国選挙管理委  
員会関係命令の廃止に関する法律案  
(内閣送付)

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命  
令に関する件に基く警察関係命令の  
措置に関する法律案(内閣送付)

○地方行政の改革に関する調査の件  
(最近の治安状況に関する件)  
(治安機構の改革に関する件)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委  
員会を開きます。

本日は公報に記載してございませ  
んが、本委員会はポツダム宣言の受諾に  
伴い発する命令に関する件に基く全  
国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に  
関する法律案並びにポツダム宣言の受諾  
に伴い発する命令に関する件に基く警  
察関係命令の措置に関する法律案、こ  
の二件につきまして政府当局から説明  
を求めます。それが終わりましたら次に  
治安関係の報告を聞きたいと思いま  
す。

○政府委員(菅野義丸君) ポツダム宣  
言の受諾に伴い発する命令に関する件  
に基く全国選挙管理委員会関係諸命令  
の廃止に関する法律案につきまして、  
その提案の理由並びに内容の概略を御  
説明申し上げます。

今般論和條約の締結に伴いまして、  
政府は、ポツダム宣言の受諾に伴い発  
する命令に関する件に基いて制定され  
ました諸命令を整理することとなつた  
のであります。全国選挙管理委員会  
の關係をいたしましては、そのような  
命令が三つあります。

第一は、昭和二十年勅令第七百三十  
一号であります。これは、同年勅令第

七百三十号を以て釈放された政治犯人  
が選挙権を回復したのに伴いまして、  
これらの者に選挙権を行使させるため  
臨時に選挙人名簿を調製することに  
したものであります。

第二は、昭和二十一年内務省令第二  
十三号であります。これは、昭和二十  
年法律第四十二号を以て衆議院議員選  
挙法が改正され、選挙権に関する年齢  
要件が満二十五年から満二十年に引き  
下げられ、女子に対しても選挙権が付  
與される等著しく選挙権を有する者の  
範囲が拡張され、従来約二倍以上と  
なりましたので、同年勅令第七百八号  
を以てこれらに選挙人名簿を調製する  
十一月、臨時に選挙人名簿を調製した  
のであります。何分にも新たに選挙  
権を有するに至りました者の数が非常  
に多かつたため、昭和二十一年十二月  
十九日までの間に衆議院議員の選挙を  
行います際更に臨時選挙人名簿を調製  
して、有権者を漏れなく登録すること  
を期したものであります。

第三は、昭和二十二年内務省令第二  
十五号であります。これは、同年四月  
国会議員選挙並びに地方公共団体の長  
及び議会の議員の選挙が一齊に行われ  
たのであります。同年勅令第六十五  
号による賞書該当者の指定の解除がこ  
の選挙の立候補届出の締切期日の直前  
又は、その後に行われませんでしたため、こ  
れらの者に対して立候補の届出締切期  
日後においても、その届出をすること  
ができるように措置したものでありま  
す。

以上御説明申上げたようにこれらの  
三つの全国選挙管理委員会関係のポツ  
ダム命令は、すべて必要に応じて臨時  
の措置を講ずるために目的が公布当時  
限りで出されたものでありまして、す  
でにその目的を達し、現在は適用され  
ることのないものでありますので平和  
條約の最初の効力発生と共にこれらの  
命令を廃止して形式上整理しようとな  
るものであります。

以上がこの法律案の提案の理由並び  
にその内容の概略であります。何とぞ  
慎重御審議の上、速かに御賛成あらん  
ことをお願い申し上げます。

○委員長(西郷吉之助君) それではこ  
の法案に対する質疑は次回に譲りま  
す。

○委員長(西郷吉之助君) 次に斎藤国  
警長官。

○政府委員(斎藤昇君) 今回政府から  
提出いたしましたポツダム宣言の受諾  
に伴い発する命令に関する件に基く警  
察関係命令の措置に関する法律案につ  
きまして、提案の理由並びにその内容  
の概略を御説明いたします。

銃砲刀剣類等の取締については、連  
合国軍最高司令官から発せられました  
昭和二十年九月二日附一般命令第一  
号、同年九月七日附覚書、同年九月二  
十四日附覚書「民間人所有のけん銃、  
小銃、刀劍類の回収に関する件」、同年  
十月二十三日附覚書「日本民間人武器  
の引渡に関する指令」、昭和二十一年  
一月十日附覚書「美術品に値する刀劍  
類の民間人所有に関する件」などによ

りまして、民間武器の回収、引渡等  
についての措置を命ぜられ、政府は、昭  
和二十年勅令第五百四十二号、ポツダ  
ム宣言の受諾に伴い発する命令に関す  
る件に基き昭和二十一年勅令第三百号  
を以て銃砲等所持禁止令を制定いたし  
ましてこれが措置に當つて参つたので  
あります。これを更に昭和二十五年五  
月二十九日附の政府に対する總司令部  
覚書「日本民間人所有の武器引渡に関  
する件」によりまして、昭和二十五年  
政令第三百三十四号を以て、全面的に  
改正し銃砲刀劍類等所持取締令として  
今日に至つています次第であります。

この現在の銃砲刀劍類等所持取締令  
は本則三十一條よりなつておりまし  
て、銃砲及び刀劍類は、法令に基き職  
務のために所持するとき、狩猟等の用  
途に供するものとして公安委員会の許  
可を得たとき、美術品として価値ある  
ものとして文化財保護委員会の登録を  
受けたものを所持するとき、因又は地  
方公共団体の職員が試験若しくは研究  
のため又は公衆の観覽に供するため所  
持するときの各場合を除いては、これ  
が所持を禁ずることを骨子としたすも  
のであります。そしてこのための必要  
な諸手續等を規定しております。

今回政府から別途提案せられており  
ますポツダム宣言の受諾に伴い発す  
る命令に関する件の廃止に関する法律  
案によりまして、この銃砲刀劍類等所  
持取締令は別に法律で廃止又はその存  
続に関する措置がなされない場合にお  
きましては、同法施行の日から起算し

りまして、民間武器の回収、引渡等  
についての措置を命ぜられ、政府は、昭  
和二十年勅令第五百四十二号、ポツダ  
ム宣言の受諾に伴い発する命令に関す  
る件に基き昭和二十一年勅令第三百号  
を以て銃砲等所持禁止令を制定いたし  
ましてこれが措置に當つて参つたので  
あります。これを更に昭和二十五年五  
月二十九日附の政府に対する總司令部  
覚書「日本民間人所有の武器引渡に関  
する件」によりまして、昭和二十五年  
政令第三百三十四号を以て、全面的に  
改正し銃砲刀劍類等所持取締令として  
今日に至つています次第であります。

この現在の銃砲刀劍類等所持取締令  
は本則三十一條よりなつておりまし  
て、銃砲及び刀劍類は、法令に基き職  
務のために所持するとき、狩猟等の用  
途に供するものとして公安委員会の許  
可を得たとき、美術品として価値ある  
ものとして文化財保護委員会の登録を  
受けたものを所持するとき、因又は地  
方公共団体の職員が試験若しくは研究  
のため又は公衆の観覽に供するため所  
持するときの各場合を除いては、これ  
が所持を禁ずることを骨子としたすも  
のであります。そしてこのための必要  
な諸手續等を規定しております。

今回政府から別途提案せられており  
ますポツダム宣言の受諾に伴い発す  
る命令に関する件の廃止に関する法律  
案によりまして、この銃砲刀劍類等所  
持取締令は別に法律で廃止又はその存  
続に関する措置がなされない場合にお  
きましては、同法施行の日から起算し

りまして、民間武器の回収、引渡等  
についての措置を命ぜられ、政府は、昭  
和二十年勅令第五百四十二号、ポツダ  
ム宣言の受諾に伴い発する命令に関す  
る件に基き昭和二十一年勅令第三百号  
を以て銃砲等所持禁止令を制定いたし  
ましてこれが措置に當つて参つたので  
あります。これを更に昭和二十五年五  
月二十九日附の政府に対する總司令部  
覚書「日本民間人所有の武器引渡に関  
する件」によりまして、昭和二十五年  
政令第三百三十四号を以て、全面的に  
改正し銃砲刀劍類等所持取締令として  
今日に至つています次第であります。

りまして、民間武器の回収、引渡等  
についての措置を命ぜられ、政府は、昭  
和二十年勅令第五百四十二号、ポツダ  
ム宣言の受諾に伴い発する命令に関す  
る件に基き昭和二十一年勅令第三百号  
を以て銃砲等所持禁止令を制定いたし  
ましてこれが措置に當つて参つたので  
あります。これを更に昭和二十五年五  
月二十九日附の政府に対する總司令部  
覚書「日本民間人所有の武器引渡に関  
する件」によりまして、昭和二十五年  
政令第三百三十四号を以て、全面的に  
改正し銃砲刀劍類等所持取締令として  
今日に至つています次第であります。



對する調査活動、非合法的なゲリラ集會、各種のアジ・プロ活動、中核自衛隊の結成等の情報乃至は捜査資料としてこれらが現われておるのであります。又この種の武装闘争に對する基本的な非合法資料といたしまして、「内外評論」第十五号、一九五一年の三月十五日附でありますが、「内外評論」第十五号の「軍事方針について」及び「球根栽培法」第三十一号、一九五一年の十一月十五日附「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならぬ」など、これらも共産主義運動關係者に對する家宅搜索等から発見されておるのであります。最近の傾向といたしまして注意しなければならぬと考へまする点は、一つはいわゆる民族解放、民主統一戦線工作が労働、市民、青年、学生、文化運動等、政治、経済、社会運動の全面に亘りまして、いよいよ本格的且つ具体的に実践されようとしておる点であります。それと共に他面には警察その他治安担当機關に對する牽制的な意味での実力行使がいよいよ積極且つ露骨に現われつつある点でございます。前者につきましては「球根栽培法」第三十三号、これは一九五一年十二月二十日附になっておりますが、その「当面の戦術と組織問題について」及び同第三十四号、これは一月八日附、「全國組織會議の決定を実行するために」等の内容につきまして

もよく窺ひ知ることができるのであります。また、いわゆる抵抗自衛闘争の大衆組織を結成強化いたしまして、各種運動の「ゲモノ」を社会民主主義系の指導者から奪取しつつ、吉田内閣の打倒を通じて、占領制度の撤廃、革命の実現を図らんとする戦術、工作が極めて

詳細且つ具体的に組織の内部で討議されつつあるように見受けられるのであります。對警察工作につきましては、「球根栽培法」第三十二号、「警察工作立退れを克服するために」という内容によりまして、従来の守勢の域を脱して、攻勢に転じつつあるもののように見受けられるのであります。

葉書、ビラ、投石などを以ていたしまし、本年一月以来続発いたしたつあるように見受けられるのであります。昨年一年間における全国の警察官に對するこの種の脅迫的犯行は、これは昨年でありましたが、東京警視庁の分は不明であります。これを除きましては三百八十一件でございます。うち自治体警察に關するものが二百七十七件ということに相成つておるのであります。これらの傾向は、取締機關たる警察の構成員を各個撃破しつつ内部動搖を招来せしめ、警察の独自の強味である第一線組織を麻痺させ、そうしてこの種の取締に打撃を與えようとするものであらうと考へられる点は明瞭に看取できるのであります。併し先ほども申し上げる通り、これらによつて取締官憲が或いは牽制をされたり、意氣を沮喪したり、さういふような傾向は全然見受けられない点は心強い次第だと考へておるのであります。

以上漢といたしておりますが、最近の治安の情勢を併せまして両事件の報告を終りたいと思ひます。御質問ございませぬば……。

○委員長(西郷吉之助君) ちよつと申上げておきますが、本日の理事会で今日は説明を全部終りましてから、時間があつたら今日御質問をいたしますが、時間がなければ月曜から質問をすることにいたします。

次に吉河審査局長から一般治安問題について説明を聴取いたします。

○政府委員(吉河光真君) 御指名によりまして、簡単に御説明申し上げます。只今齋藤國警長官から、詳細に治安の状況について御説明がございましたので、私といたしましては、すでに附け加えて申し上げるような格別顯著なものはないのでございますが、なお簡単に申し上げます。

の発生もその可能性が予想されるような状態でございます。かような武装反乱によつて、日本国憲法並びにその下に成立した政府を顛覆、破壊するといふような主張が現実の問題として取上げられましたのは、齋藤國警長官からも御説明がありました通り、一昨年九月頃からであります。非合法機關紙として発行配布されております「平和と独立」の一昨年九月三十日附には「高まる波の権力獲得の革命闘争」と題しまして、只今申し上げたような破壊的な記事が出ております。次に同年十月七日附には「暴力には力であつたかえ、共産主義者と愛国者の新しい任務」というような記事が、同じような趣旨で出ております。次に同年十月十四日附には「権力奪取への労働者の課題、農民の闘争を組織し指導せよ」次に同年十一月四日附には「権力獲得の武力革命のために党をボルシェヴィキ化せよ」というような記事が出ております。次に同年十一月十一日附には「権力獲得のための革命的指導を」、次に同年十二月二日附には「権力獲得への計画的指導」、同じく同年十二月九日附には「祖國日本を世界の放火とアジア侵略の足場にするな」というような趣旨で同趣旨の記事が出ております。更に同年十二月二十三日附には「独立と平和のため朝鮮における帝國主義者の侵略を失敗させよ、実力闘争は人民の自由と統一を拡大する手段である、武力革命と機械的に同一視するな」というような記事が出ておるのであります。更に只今齋藤國警長官からもお話をいたしました、一昨年九月二十七日、「日本における米帝國主義の農村支配と農民

の革命闘争」、同年十月十二日の特別号には「共産主義者と愛国者の新しい任務、力には力を以てたかえ」、同年十一月七日附には「なぜ武力革命は問題にならなかつたか」、次に同年十月二十六日及び十一月七日附には「ゲリラ基地の確立について」、それから同年十一月二十二日附には「工場自衛隊、町村人民自衛隊をつくれ」、同年十二月二十日附には「革命の思想的強化と正しい闘争路線」、次に昨年四月五日附には「自己批判」と題しまして同じく同趣旨の記事が掲載されておるのであります。特に只今齋藤國警長官からもお話をいたしました、我々は「武装の準備と行動を開始しなければならぬ」といふような、内外評論の記事に引續きまして、極く最近には「中核自衛隊の組織と戦術」と題した非合法文書が配布されたつあるような状況でありまして、この文書の内容を検討いたしました、中核自衛隊は小隊、中隊、大隊のような組織を持つておりまして、極めて破壊的な文書でありまして、私どももいたしましては、かような一部破壊的な分子の宣伝、煽動の活動の実態につきまして目下調査中でございます。又かような宣伝、煽動に照應いたしまして、具体的な組織活動乃至さういふ動向の有無につきましても同じく調査を執行しておるような次第でございます。



党の非法化の問題というふうなもの  
は政府の、或いは国会の御決定にな  
る問題でございます。これは事務当  
局者としての私どもとしては何ら申上  
げる立場にないのであります。ただ占  
領下におきまして各種の指令、各種の  
ポツダム政令が發布されております。  
これは占領政策の実施という面からの  
必要に基くものもその半面にはあるの  
であります。同時に他の半面におき  
ましては、占領下における日本の治安  
を確保するための必要から出されたとい  
う面もあると考へるのでございま  
す。で、これらの指令乃至法令が講和條  
約の効力発効と同時にその大多数が失  
効せざるを得ない立場にあるわけでござ  
います。講和條約発効後における  
法令は飽くまで日本国憲法の趣旨に適  
合したものでなければならぬと思いま  
す。そして占領下において設けられて  
いたこれらの指令とかポツダム政令の  
うち、治安の確保に必要な面を反省し  
て、而も日本国憲法の規定にマッチし  
た治安立法の作成を命ぜられまして、  
現在その一端の法案の作成に従事して  
いるわけでありまして、その法案の内  
容等につきましては、私から御発表、  
御説明申上げる立場にないのでお許し  
を願いたいと思ひます。

ものは作成されるわけですから。従つて本  
日特審局が進んでどういふことをこ  
で御発表になるというところは、今後の  
治安対策上よき法律が生れることを祈  
念しての積極的な善意に基く意思だと  
私は敬意を表して居るわけでありませ  
ん。そういうふうな型通りのことだけ  
で片付けるならば、事務屋だから言  
べき筋のものではないという言葉だけ  
片付けるという問題は又別なことで  
す。という理由は、私はどういふこと  
を言うつもりはありませんが、自  
先般新聞の報ずるところによると、自  
由党の議員総会が政策審議会におい  
て、あなたは出て、現在の共産党活動  
を中心とする国内の治安の一般につ  
いてのお話をなさつたようです。秘密会  
であつたと言われているにもかかわら  
ず、いづれの側の手落ちであるか知り  
ませんが、その全貌と窺へるもの  
が新聞において発表になつて居るわ  
けであります。そうするとどういふもの  
を一つ形式的にこれを議論を吹つか  
けてあなたに言うならば、何人の命令  
でそういう一政党の所に出たのである  
か。そういうところは少し大したデリ  
ケートな問題がないからと言ふならば  
それまでであるが、若しそういう問題  
が出たときに、秘密会で発言した当  
の責任者は一体誰なものであるかとい  
う議論を又やつて行けば、そこに議  
論も生まれて来ると思ふ。従つて私は  
そういう議論を楽しもうとして居るの  
ではなくて、ただ今までの占領下  
における困難な状態下にあつて、あなた  
が本問題と取つ組んで来られて、そう  
してどういふ点では全く法律の解釈上  
困つた点もある、どういふ点では機  
構がどういふことになつていたらばと

あとで悔んだ点もあつたらうというよ  
うな、現実には帰納された、啓蒙的な  
又教訓的な幾つかの判断が当然これは  
あると思ふので、従つて私はこれを公  
開の席で言ふというのではなくて、そ  
ういふところの立場から一つの過去の  
法律、それからこの治安確保のいろん  
な機構上に対する御見解等があつたな  
らばお尋ねしておくことが参考になら  
うと思つて、それでまあお尋ねしたの  
です。その辺のところは一つ私も筋  
違ひなことを或る程度承知の上でお尋  
ねしたのであります。軽く事務屋の言  
べき筋合ひのことでありませぬとい  
ふようなことではなくて、日本の将来を考  
へてのお尋ねですから、その辺につ  
いてごつぱらに、ここでは言へない  
とか、それはいろいろな方面とも考へ  
てみなくちやならんから、いづれかの  
機会で見解を述べるといふ答弁を私は  
予想して居たのですが、只今の答弁で  
すべてが盡きおられますか。

○政府委員(吉河光吉君) お此りを受  
けて何とも申訳ないのです。現在立案  
いたしておる法律案の内容につきまし  
ては、昨日であります。新聞にも総  
裁の談話としてその大綱が述べられて  
おりました。少くとも講和條約発効後  
の日本の治安を確保するためには、最  
小限度この程度の法案は絶対に必要で  
あるというように私も又考へておしま  
す。この法案が政府として決定されま  
した上、国会の御審議を仰ぐ取りに  
なりました場合には、なぜかという法  
案が必要なのか。どうしてかという法  
案が必要なのか。なぜかという、従来  
の治安関係の刑法その他の立法では賄  
えないのか。この法案はどうか。建  
方になつておるのか。日本の憲法の趣  
旨とどういふふうな適合しておるのか  
というふうな点については、政府の政  
策が決定されまして、法案が上程され  
ました場合には、腹藏なく御説明申上  
げ、御批判、御検討を得たいと思つて  
おります。

次に終戦後今まで私どもが、ここに  
斎藤さんもおられますが、治安官の一  
端として治安の面に職をとつて参  
りまして最も痛切に感ずることは、何  
と申しましても私どもの捜査又は調査  
の能力が極めて低い、実に技術的にも  
未熟であるという点を深く反省  
しております。治安のために挺身する  
気持は国民個人のどなたにも劣るつも  
りはないのであります。遺憾ながら  
その技術につきまして非常に未熟、不  
鍛練である。ます、その技術を磨か  
なければならぬ。能率を向上しなけ  
れば何とも申訳ないというところは痛切  
に感じて居ります。で、今後の問題と  
いたしましては、私どもの能率を向上  
し、治安のために必要な技術を習得す  
るといふ面につきましても、各関係機  
関との協力につきましても、十分にこ  
れを改善反省して行かなければならぬ  
というところを考へて居ります。

○委員(西郷吉之助君) ちよつと速  
記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(西郷吉之助君) 速記をつけ  
て。

○岡本健祐君 斎藤長官にお尋ねしま  
すが、先ほどのお話では、北海道を視  
察されたということでありまして。国民  
は、北海道は共産党の非法化活動が  
非常に甚だしく、非常に危険だとい  
うことをまあ信じておる者が大分ある  
のです。雑誌なんかでも北海道を独立  
させる、共産国家に独立されるのだと  
いうふうな点があるということも承  
わつて居るのであります。あなたが調  
査をされて、北海道においてどうい  
う危険な状態があるかどうか。又一般  
の民心は沸き立つて居るか。安心して居  
るか。そういうことを先ずお聞かせ願  
いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤長官) 一般巷間に伝  
えられておると申しますか、これはい  
ろいろな説がありまして、どれがその  
北海道に対する一般の伝えられてお  
る認識だということをお申上げるわけには  
行かぬと思ひますが、極端なる例を言  
いますと、只今おつしやりましたよ  
うに、もう独立の出来るような準備がで  
きておるとか、或いは北海道では武  
力革命の諸般の準備が完成して居る  
とか、而も内外呼応の態勢ができてお  
るとかというふうな伝えられておるも  
のがあります。これらは私は少し  
し、と言ひますが、余りに行き過ぎた  
見方或いは情報、悪く言えばためにせ  
んための情報ではなからうかとさへも  
思ふ次第であります。併しそれじや  
北海道にはどういふふうな地下的な  
工作といふものは全然ないかとい  
うと、そうではなくてやはりあるのだ  
と、今申しましたよ、そんな  
意味のものでは私はまだないと思  
ひます。決して心配するよふなものでは  
ありません。北海道民もそういう意味  
におきまして、むしろ内地でどうい  
う説が伝つておるといふので、却つて自  
分のほうは迷惑をして居るといふよ  
うに考へている人が多いのであります。  
大部分の人たちは殆んどそういうこと  
には関心なしに日常生活をやつてお  
るという状態だと考へます。室蘭或いは

銚路、あの辺におきましても、自分たちは伝えられておるように戦々競々としておるものではない、落着いてこの通りやつておるのだというように、特に責任のある人たちも話をしておられますし、又私もその通りだと考えておるのであります。距離が遠くなりましますといろ／＼な、ちよつとした事柄も尾端がついて大きく伝えられますように、丁度、私も北海道で話したのであります。関東震災のあつたときに、遠い所では東京が海の中に入つてしまつたといふ噂が一日、二日間は真実になつたといふ所もあつた。それと同じような状況ではなからうかと考えているのであります。地下の組織、地下の工作と申しますものも、それほど、伝えられるほどできておるものとは考えませぬ。ただ治安の責任者である我々といひましては、これらの点につきましましては細心の注意を拂つて行かなければならぬと考へておりました。北海道民のかたが、自由を守るというこの健全な現在の態勢である以上は、私は心配はない、こゝろ申上げて差支えないと思ふ。

○岡本愛結君 それでは次にお尋ねしますが、樺太とかそれから根室に近いソ連の占領している地域とか、そこに、日本の捕虜による人民解放軍というふうなもの、訓練したものを集めて、そうして北海道に繰込んで来てというふうな態勢が共産国家側ではできているといふことが伝えられている。又現に稚内の近所では海上にいろ／＼のソ連の船が現われるというふうなことも伝えられる。で、そういうことは單なるデマであるか、何かの情報が入つてゐるか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(高橋君) 只今の点につきましては、私のほうでは信すべき情報は何もありません。その程度であります。

○岡本愛結君 国警長官並びに特務局長から日本の現在の共産党活動と言いますか、非合法活動の面に触れていろいろお話がありました。またそれは内乱の予備、又は陰謀をしていゝ程度には言ひ得ないのであるか。そうならば刑法の内乱に関する罪に當つて来るのであります。今お話のような程度では刑法の七十八條には該當しない、又該當すればすくやれるはずでありますから、該當してないと思つておられるのらうと思ふ。併しもう大分それに近付いておるんじやないかと私も考へておるのですが、どういふ認識を持つてゐるか、又どのくらいになれば内乱の予備又は陰謀をなしたものであるか、その点をお尋ねいたして置きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御説明申上げた程度で、日本国憲法又はその下に成立した政府を武装反乱によつて倒さなければならぬという必要、又は倒すことが正しいのであるというふうな政変、政治を宣伝啓蒙するといふような段階につきましましては、まだ内乱の予備陰謀には至らないものと考へておられます。で、これは内乱をする必要の性或いは正当性を宣伝啓蒙するといふような段階にあるので、又實際に行われるものと予想される実行行動が警察官に対する抵抗、自衛闘争とか或いは森林の盗伐闘争とかいふような段階にありましては、まだ内乱の予備陰謀を以つて規律すべき案件には至らないと考へておられます。

○岡本愛結君 今おつしやるような森林の盗伐とかそれから警官を一人、二人殺したとかいふだけでは内乱の予備又は陰謀にはならないだらうと思ひますが、私も同感ですが、併しそのみでなく、その背後に今おつしやつたような秘密結社の武装闘争の準備ができておる。武器なんかをソヴイエトから持つて来ようと思へばいつでも飛行機で持つて来ればたやすいことですから、今武器がなくてもそういうふうな武力闘争、武力蜂起というふうなことがもうだん／＼現実化しつつあるように私は思ふのであります。今のお話ではそうするといふものを取締れないとなると、予防的にはできやしない、現実的に何か大きなことが起らなければどうすることもできないといふことになりやしないか。その点についてもう一度お伺ひいたします。

○政府委員(吉河光貞君) 内乱を行うといふことを観念的に目的として設定した場合にはまだ刑法の理論上の問題におきましては表示違反の段階にある、現在の刑法によつてはそれは処置できないものではなからうか、いつその一定の具体的な行為が内乱の予備陰謀と目せられるか、刑法の価値判断として目せられるかという問題は、客観的な事象、その行為の持つ影響、行為の実現に対する強化といふようなものが兼ね具わつて問題になるのではなからうかと考へておられます。こゝろいう行為は表示違反の段階から進んで、こゝろいう宣伝啓蒙、こゝろいう観念を広く傳播する宣伝啓蒙の表示違反、更に進んで一定の段階に参りますと、予備乃至陰謀の実現力を持つような段階に立ち

至るのではなからうか、こゝろいうようなふうにお尋ねしております。

○岡本愛結君 私のお尋ねしたのは、もうだん／＼内乱の予備なり陰謀ですか、それに近付きつつあるし、近付いてはおるが、こゝろいうものはまだ現在の刑法では取締れない、七十八條でも七十九條でも取締ることができない、そこで手を束ねていなければならぬ、それで困るからいわゆる治安関係立法といふものをやる必要があるんだと、こゝろいうふうなやなからうかと思ふのですが、その点はどうでしよう。

○政府委員(吉河光貞君) 先ほども申しました通り、治安関係立法の内容につきましては、総裁御発表以上に私から説明する立場にないでございますが、現行刑法の規定だけでは賄ひ得ないといふようなことは、私個人の見解だけではないのであります。すでに昭和十五年発表の改正刑法草案にも、内乱の予備陰謀のほかに、内乱の煽動罪、教唆罪といふものを独立罪として規定しているものであります。かような事情から見ましても内乱の予備陰謀だけでは不十分であることが過去においては言えるのではなからうかと存じます。

○岡本愛結君 そこで、それと今度の治安立法との関係はないことはない、大いにあるので、そこまで深刻化しなければ手が着けられないといふようなことでは困るのだ。ともかく大きな社会不安を起している。社会不安とか非常な不安以上のものがある。深刻化しつつある。それをその深刻の極端において内乱になるのをとめなければいかぬ。そのための治安関係立法だといふ

のではないのですか。全然違ふのですか。その点ももうちよつと。

○政府委員(吉河光貞君) 只今お尋ねのような点も十分に考慮されているわけでありませぬ。

○中田吉雄君 斎藤長官にお伺ひいたしますが、北海道の白鳥事件ですか、捜査の過程でいろ／＼のことがあつて思ひますが、新聞に発表された各紙を通じての印象では、やはり背後に共産党員のはつきりした関係があるように出てゐるんですが、あれは警察当局の発表から出たものではないのですか、この点をお伺ひしたいと思ふわけでありませぬ。

れてもそういうことは全然なかつたといふことになつて、そこで検察庁として上野のやり場がなくて、自治体警察の職員がいろいろな検査して、犯罪をもらひ下げその他でまあ不正なことがあるといふようなことにすり変えちやつてゐる。この問題は次回その他でも正式にあらゆる資料を以ていろいろお尋ねしたいと思つて、いますぐ、そういうようなことに北海道の事件なんか使われないうちに、我々の党といつても、暴力行為は断固取締るべきであると思つて、そういう反共思想を煽る一つの手段として非常に使われる虞れがありますので、そういうことのないように、一つ只今の御説明では十分慎重な用意を以てお取扱いのようですが、現地で果してそういうふうに行つておるかどうか。

それから私昨年夏西郷委員長と北海道全道とは申しませんが、北は網走の徳田球一が十九年ですか、入つておつた監獄の辺からずつとくまなく調査いたしました、特に北海道の諸君が対々関係をどういふふうに見ておるかといふことについて特別の関心を持つて、社会党でなしにむしろ反対の自由党、民主党系のその地方で指導的な地位にある人にひそかに個人的に尋ねてみましたが、内地で伝えられるようなそういう恐怖感、先に斎藤長官が申されたように余り受けませなんだし、特に国警の、名前は挙げませんが、首脳部の人、実際現地におつて見ると、この東京なんかのニュースのよくなことは全然感じられん、東京にいろいろな会議があつて行くと、早く危険だから奥さんを東京に連れて来て、君だけ北海道に勤めたらいいやな

いかと言われて、東京からそういうふうなことを言われてまあ困るといふようなこともありますが、この白鳥事件は安来町の自治体警察の廃止のような、ああいうことに使われないうちはつきりと調査されて、この事態が單なる暴力行為である、或いは共産党の十分確証に基づくところの行為であるかどうかといふことを十分一つはつきりして頂きたいと思つておられます。

それから特審局長に、こういう点は大正にお伺いすべきかと思つて、日本が終戦以来六十年間占領下にありまして、何とか解放されたい、独立したい、そういう意味で民族意識が徐々に徐々にはありますが、根強く抬頭しつつあるわけでありまして、ところがアメリカはアジアにおける戦略態勢その他の関係からして何とかして日本におりたい、そういうことを合法化するためにも、共産主義宣伝を誇大にやつて、アメリカが帰るなら、共産主義の侵略があるなら、現在の占領の継続がいいのだといふふうなことのたために、必要以上にこの点が我々に扱われて、徐々に起りつつある正常な平和的な民族解放意識を抑圧する一つの手段に使われる虞れが極めて多いわけでありまして、そこでただ法律ができてそれを適用されるという局長の立場としては、相馬君等に対する御説明でよくわかるのです、そういういろいろのものを抑える手段として反共を宣伝して、アメリカの形の変つた占領の継続を合法化するといふようなことをどう裁かれるかといふことは、この犯罪捜査についても非常に大きな影響を持つと思つておられます。

私も、私はこういう大きな歴史的な流れの一つの過程に立つて、正しい立場で、進歩的な立場で、民族を正しく解放する立場で捜査活動をやるかどうかといふことによつて、特審局としての法の運用、そして曾つて日本が太平洋戦争その他で誤つたような形でこれが適用されるかどうか非常に大きな影響を及ぼすものであるといふふうにかに考へておられます。アメリカなんかにおきまして、マツカーシー旋風といふふうには、アメリカの上院のいわば札つき、むしろ反共を宣伝することによつて、むしろ生計の資を稼いでおるといふふうな……マツカーシー旋風といふふうなものが起きて、我々から見ると極めて穩健であるラテイモアその他の人が非常な進歩的な意見を吐くと、すべてこれは共産主義に逆するものであるといふふうなことで、大きなマツカーシー旋風が吹いて、大論争がなされておりました、そういうことで、私は共産主義の侵略を誇大に宣伝することによつて、起りつつある民族の正しい解放意識を抑制する、そういうものが結局反動的な方向に行くといふようなことになる虞れがありますので、なか／＼むずかしい点ではあると思つておられます、その辺の呼吸について特審局長から一つお心がまえを……、起りつつある、民族感情、それと反共宣伝、占領の継続といふようなものを調整するためにどういふ用意を持つて法の運用をされるかといふような心ごまをとお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(吉河光貞君) 誠に適切な御質問を頂戴いたしました、全般について詳細にお答をする立場ではござい

ませんが、私どもは所管事務の運用につきましては、飽くまで政治的に中正を確保して行きたい。この事務の運用が濫用されまして、特定の思想或いは特定の意識といふようなものをレッテルづけて弾圧するといふようなことは絶対におかしてはならないといふふうな立場を考へておられます、飽くまで左右両極端並びに破壊的な行動についてこれを規正して行くといふ立場を堅持して行く、將來といへども私は御説のごとき点につきまして、自分の職を賭しても自分の只今申上げた気持は貫くつもりでおるわけでありまして、この点をどうか御了承願ひたいと思つておられます。いろいろな事務の運営につきましては、絶えず皆様がたから御忠告を受けて或いは御批判を受けて、その都度反省して、只今申上げたような信念を貫徹して行きたいといふふうにお考へておるわけでございます。

○政府委員(齋藤昇君) 白鳥事件或いはこれに類似するような事件の取扱い方でありまして、これは只今お述べになりました御趣旨の通り又私が先ほど申上げました通りでありまして、又現地におきまして、これが共産党が犯行をしたのであり、それが見える節があるといふような発表は一つもしておらないといふ発表もしております。全然関係なしといふ発表もしておりますが、関係ありといふ発表もいたしております、関係ありといふ事件はどきまでも真相を事実のままに洗い出すといふことが最も必要なことだと考へておるものであります。あらゆる事件をつかまえておつて反共運動に使うのじやないかといふ御注意に對しましては、私はささやかなり方は却つて國民を不

安に陥れるものであつて、とるべき策ではないと考へております。むしろこれは共産党の末端におきましては、一時ありましたように、今にも革命が成就するかのごとく、又今日でも北海道の或る一部では明日にもここに共産政権が樹立されるような言動をし、その隣には君らは皆おれらの傘下になるのだからといふような、宣伝をする誤まつた者もあるわけでありまして、そういう手に乗せられるわけでありまして、今日の段階における実情といふものは、本當のままに知らせるということが必要なのじやないか、私は過大に宣伝することも非常に害がある、又過小にするということも害がある。どこまでも真実のままにこれを明らかにするといふことが必要だと、かように考へておるのでございます。

○中田吉雄君 特審局長にいろいろ時間をおかけしてお伺いしたいと思つておられます、これは月曜日に譲りたいと思つておられます、ただ聞いておきたいと思つておられる、十二日ですか、自由党の秘密議員総会におきましてお述べになりました中に、又共産党の拡大を狙い社会党左派、特に総評に對しグループ工作をやつていられるといふようなことを言つておられるようですが、これは新聞だけの記事ですが、はつきり社会党左派にそういう工作をやつておるということをお申されておられるのでしょうか、その点を一つお伺いいたします。私は社会党左派でありまして、(笑)社会党の一九五二年の運動方針の樹立の中心になつてやつておられるのが、私なんかには對してはいささかもそういう働きかけもないし、むしろ甚だ軟弱だといつて猛烈な攻撃を受けたらしておられるのですが、一

第三部 地方行政委員会會議録第五号 昭和二十七年二月十五日 【参議院】

つその辺をばつきり伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 先般開催されました自由党の秘密議員総会には、法務総裁の御依頼によりまして補助者として同行いたしました。その議事の内容につきましては私からここで申し上げる立場ではございませんので御了承願ひたいと思ひます。私が現在特審局として得ております諸般の情報は、一掃破壊的な分子がその編激な戦略戦術方針を樹立いたしました。社会党に働きかけよというような指令めいたものや、宣伝のようなものが出てくるという事は事実でございますが、グループを社会党内部に結成したとかしないとかいうようなことは私としては存じないことでございます。御了承願ひます。

○中田吉雄君 これは甚だ重要なんですが、こういうことがはつきり言われるとすれば、一体誰にですか、一つそういうことをはつきりしておいてもらわないと……進歩的な立場を一切容れ共であるとかというようなことで問題を片付けようとするのは、戦前においてとられた行動でありますし、厳に慎しまなければならぬと思つておきます。先般の委員会でも申されましたが、アメリカのトルーマン大統領ですらアメリカにおける反共運動は行き過ぎで、これは重大問題であるという警告を發してありますし、アメリカの外交に關する團立の研究所のモーゲンソーという人も、アメリカにおいては共産主義の脅威なるとありはしない、そういう宣伝をやつて、共産主義というものを一つの仮装敵國にして、必要な社会改革を慮るところの保守主義に通ずるものであると

いうことを、アメリカの外交に關する研究所のモーゲンソーという調査主任の人も言つておられるわけでありまして、こういうことが新聞に出るといふと、いろいろ誤解を招きますので、一体少くともそういう発言をされる……一つ頃誰にこういうグループ工作なんかをなされておられるかというのを一つ具体的に、最高責任者しやないものでいろいろ御面倒な点もあると思ひますが一つお伺ひしたい。

○政府委員(吉河光貞君) いつ頃誰になされたかという具体的な事実ではございません。一つの情報としてそういうふうな指令めいたもの、或いは文書めいたものが出ておるといふことを申し上げたに過ぎません。

○中田吉雄君 そういうことを少くとも公党に對して、平和革命を高く掲げて闘つておられるところの党にいろいろ悪影響を及ぼすようなことを、單なる巷間の浮説なんかで言われては甚だ困るわけでありまして。一つ今後は十分にこの点を、單なる浮説や巷間のデマなんかでとは言ひませんが、そういうこととでかかしく取上げられないことを希望しておきます。

もう一つ、これは基本的な問題になるので、局長にお尋ねするのは無理だと思つておられますが、例えばヨーロッパのカンジナビア半島はソ連と陸続きでレニングラードのすぐそばであります。それにもかかわらずスウェーデンやフィンランド、あの辺にはそう共産主義の脅威というやうなことが謳われないうなことをどういふに理解されておりますか、この点一つ……

○政府委員(吉河光貞君) スカンジナビアのことにつきましては、お答え申上げるやうな知識も情報も十分に持つておりません。何とも申訳ない次第であります。

○原虎一君 先ほど吉川局長とそれから斎藤國警長官のいわゆる反共を利用して云々という質問に對しての答弁は誠に政治的答弁です。情実の政党性を一切考えずにやるといふ御答弁をなされておられますが、先ほど北海道の白鳥事件を調査された御報告を聞いておられますと、あたかも共産党がやつたのだと判定するに都合のいい資料を提供されておられる。それで私はお聞きしたいのですが、今中田君も言つておられますが、我々は反共です。反資本主義でありまして、併しながら反共なるが故に共産党を如何なる手段を以ても弾圧すればいいというものではない。

それは申すまでもなく国民生活の安定ということが前提にされ、確立されて、今言われたスカンジナビア半島におけるところの平和と、私は国民生活の安定に第一條件があると思つておられる。武力によつて共産党を抑えつけない、処理しては判断できないと思つておられる。そこで反共なるが故に私どもはお聞きするのであります。一体白鳥事件にビラが撒かれた、白鳥事件があつた後に共産党の署名入りのビラが撒かれた、こういうことは事実であります。そこまでの調査はなされておられますが、これが共産党のやつたものであるか、誰がしたものであるかというこの調査はないのです。あれだけの報告では、これは共産党がやつたと言わざるを得ない、斎藤長官が部下に調べさせた、みずから行つて調

べた結果、共産党のビラが撒かれておつた、署名入りのビラが撒かれておつた。この撒いた人間は果して共産黨員であつたか、取調はそういうふうになつておられる、その書いておられる者に対する共産黨員としての言動を取調べたという報告はないのです。如何にも共産党がやつたらしく、ビラを撒いておつた、それに署名があつたというだけだ。これは昔さういふことがありまして、戦争前の労働組合を圧迫した時分に、或る勤業会社は優秀な労働課長をして圧迫をしたから、これは労働組合はできない、さうすると労働課長の仕事はなくなる、だから一、二の工員を煽動して、会社のああいふ不当な事実、さういふ不正な事実があるとか言つてビラを撒かしたといふことがたびたびありました。さういふことが併し今斎藤國警長官の報告を聞けば、誠に我々はそのやうな圧迫を受けた時代の経験から判断いたしましたして、調査が物足りないんです。そこで私はこれを一体共産党がどういふビラを撒いたか、その内容は報告はありましたが、その内容は過去の経歴等が調べられてあるかどうか、この点をお伺ひしたい。調べてなければ又調べてから……さうして今中田君が言われておられるやうに、そのことを挙げて全くあなたがおたは真相を国民に知らしめるというところが使命だ、さういふことが信念だと言われておられるけれども、私に言わせれば、これは真相はまだ真相でない。私に言わせれば一つの作為を以て当局が発表しておると非難を受けても仕方がないんじゃないか。要するに逆に共産党から利用されるんじゃないか。共

産党がやつたと煽動して、さうして軍備擴張の具に供さんとしておられるのではないかという懸念を共産党に今更更えりやうな調査しかしていなんじゃないかといふことを言わざるを得ないといふことを一応申上げます。事実共産党がどれだけのことをしたのであるか、明確にされたいと思ひます。

それから特審局長にお伺ひしたいのであります。これは今日は共産党問題で大方やられたと思ひますが、共産党もいけません、右翼団体もいけません、右翼暴力団体もいけません。それから最近なか／＼右翼暴力団体のビラが出て来ました。さういふ問題に對するところの調査というものが今日一向にされてない。これはどういふわけです。資料がないのか、あれは時間がなくてされないのか、いづれでもありません。この点一つお伺ひしたいのであります。

○政府委員(斎藤長官) 私が先ほどから申述べておりましたやうに、白鳥事件は共産党がやつたといふやうな印象を與えるやうな事柄は極力避けておるのであります。従ひまして先ほどの御説明におきまして、白鳥事件については真相調査中であり、これは共産党といふやうな予断を持つて臨んでおるものではない。

そこで区切りまして、それから北海道の治安といたしましては、さういふやうなビラ、或いは脅迫状が相當出ておる。併しこれについてもそのために士氣は沮喪もされてないといふ事実だけを申上げたのであります。先ほど申上げましたビラを撒いた吉田哲といふのを逮捕しておるのであります。民

主



青年団体の関係者と認められるのであります。このビラは誰が起草しどこで印刷をしたとか、そこまでの調べはまだできておりませんが、ただ先ほど申し上げたように、これは私は事件と関係があるという意味で申し上げるのではありませんが、翌二十四日に共産党の札幌地方委員である村上氏が新聞記者団と会見をいたしました。この事件は共産党がやつたのではない。ないけれども白鳥のような人間は、これは民主自由を抑圧するものであり、こういう人間は国民からこういう制裁を受けるという事は当然である。こういうようなことはまだ今後も起り得るであらうということも村上地方委員がはつきりと申しているであります。ただそれだからそれと事件に關係があるというわけではありませんが、そういう事実がある。そういう事柄はこれらやほり一つの治安の問題であります。

付の關係等につきましても、私どももいたしましては団体等規正令に基きまして極力調査中でありまして、調査の結果は檢察庁その他の捜査機關に協力しておるような状況でございます。まだ最終的な結論には達しておりません。

次に右翼の問題でございますが、御承知でもございませうが、現在団体等規正令二條二号、三号、六号によりまして、暴力主義的な行動に出るもの、或いは軍国主義的な行動に出るもの、或いは極端な国家主義的な行動に出るものは禁止されておまして、私どももいたしましては、十分にかまうな好ましからん傾向の抬頭につきましまして監視いたしておりまして、具体的な端緒をつかみました場合におきましては、これを調査して、適正に処置するという方針でいたしておるわけでございます。

○原虎一君 斎藤園警長官の御答弁は、御本人はそういうお気持ちで最初の報告をされたか知りませんが、私どもは、速記を御覧になればわかると思ひます。誰が聞いてもこれは共産党がやつたに判断せざるを得ないような報告をなされておつたと思ひます。もう一つは、この事件で共産党の村上君が白鳥警部のごときは非民主主義者だからやつつけるべきだとやつたというその言葉は、それは嘘じやないか私に判断しますが、それは共産党という本質を御存じですから、いわゆる目的のために手段を選ばないのでありまして、ギャングでも人殺しでも目的のためにはやるのであります。そういうことはわかり切つておるのであります。併しながら私はそうであるからと言つて

白鳥事件が如何にも共産党がやつたことと、確たる証拠なくしてそういうふうにして国民に意識付けるとき報告をされるという事は、あなたの最初に答弁された公平無私にやるという、中正を誓つてやるというお言葉とはどうもびつたり来ない。だから共産党が、暴力を否定するような共産党は本物ではない、そのことはもうわかり切つておるのであります。併し白鳥事件と共産党との關係が明確にならないのに、共産党のやつたかのごとき印象を興えるような報告をされることは策を得たものではないと思ふことを申し上げておるわけでございます。この点だけは考え違ひのないように……。あとはあなたの答弁が正しかつたかどうかということ、これは速記を見られればよくわかると思ひます。

○若木哲夫君 重大な遅れで、時間が迫つておるのに質問して恐縮ですが、極く簡単に二点だけお尋ねしたいのですが、特務局長にお尋ねしたいのは、間接侵略というものは、あの十月三日の日共の行動のようなものが実現した場合、あれに限らなくても、武力革命と云うか暴力革命、そういうものを間接侵略と言われおるのか、それ以外の間接侵略、思想侵略も入るのであるか、この解釈を一応伺ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) 間接侵略と申しますものは、條約の案文にも出ておりますが、一又は二人以上の外国の教唆、干渉に基く大規模な騒擾、内乱というふうなものを指すのではなからうかと思ひます。これは我々が取扱つております治安關係の言葉ではありませぬので、ちよつとはつきりしたお答

えをいたしかねますが、大体そこらではなからうかと考えております。

○若木哲夫君 ところが、今行政協定における分派規定と言いますか、防衛委員会或いは日米合同委員会等におきまして間接侵略の場合においてもアメリカ駐留軍は出動することがある。それは自発的か、日本政府の要請に基いてかわかりませんが、そういうことが出ておりますが、そういうことがあり得るのですか。

○政府委員(吉河光貞君) その辺の点につきましては、私まだ何らお答えするような知識を持合せておりません。

○中田吉雄君 特務局長にいろいろお伺ひしたいと思つておるのですが、自由党の要請により秘密議員總會で述べられたことは、局長さんが御説明になる範圍の外にあるように言われますので、一つこれらについて十分具体的に検討したいと思ひますので、次回には政府與党の機關である總會も大事だと思ひますが、国会は國權の最高機關であります。そういう意味からいつて、十分御説明を承わりたいと思ひますので、一つ秘密委員、シンパというふうなものから一切合切、我々が正しい論争ができるようないつ資料をお願いしたいと思ひます。

○若木哲夫君 私も新聞紙上だけで見たことなんです。昨日であつたか、一昨日であつたか、日米防衛協定の防衛委員会において日本政府の要請に基いて駐留軍が出動する場合があります。それが確かに出ておりましたので、それをお聞きしたいわけなんです。それがあつたわけなんです。そう突き進んでお尋ねするわけには行かないのですが、若しそうであるならば、これは憲法問題とどういふことになるかということをお尋ねしたいと思つたわけですが、御検討願ひたい。

○委員(西郷吉之助君) 速記をとめて。

○委員(西郷吉之助君) 速記をとめて。

○原虎一君 今後の議事の進行ですが、今中田君が速記をやめて質問されたのですが、ああいふ一つの人名まで挙げて、そういうことがあるかどうかというのはいはり責任があると思ひます。よしんば速記がなくとも、矢部貞治という人は御承知のようによし、これは私は今後議事のやり方について考えなければならぬ。その

○委員(西郷吉之助君) 速記をとめて。

○委員(西郷吉之助君) 速記をとめて。

○原虎一君 特務局長の答弁を……。

○政府委員(吉河光貞君) 札幌事件に際しまして撤かれましたが、今斎藤園警長官から申されましたビラの発行、配

○委員(西郷吉之助君) 速記をとめて。

言つたことを言うわけでありませう。そのため速記をやめられたというよりな形になつて、而もその人の名前が挙つてゐる。極端な国家主義者のごとく中田君は思つてこれを質問してゐる。これは私は今後議事のやり方についてお互いに考へて行かなければならぬ。この点をまあ今日は私はどうも申しません。理事會でよく申さなければならぬと思つておきます。

○委員長(西郷吉之助君) そつたしませうと、それでは今日は木村、大橋両國務大臣が諸般の關係から御出席になりませんで、月曜日に治安關係の問題をいたしまして、更に今日の報告等に關連する質問がありましたら月曜日に引續いていただきます。

本日はこれで散会いたします。午後零時五十七分散会

二月九日本委員会に左の事件を付託された。  
一、地方財政確立に關する請願(第四一九号)  
一、自動車税引上げ反對等に関する請願(第四二〇号)  
一、自動車税軽減等に関する請願(第四三二号)  
一、自動車税引上げ反對等に関する請願(第四五七号)(第四五八号)  
一、寺院くりに對する課税免除の請願(第五〇九号)  
第四一九号 昭和二十七年一月二十一日受理

地方財政確立に關する請願  
請願者 福岡市役所内九州四十  
一市自治体職員労働組  
合協議会内 田代典雄

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君

地方自治の現状は、荒廢した道路、倒壊寸前の危険をわずかに応急処置で二部、三部教授を続けたいの義務教育施設等あまりにも悲惨な実情にあり、このままでは公共事業や生業対策事業の実施不能に陥ることが予想されてゐる。しかるにさきに発表された本年度予算によれば、平衡交付金は依然として千二百億圓に抑えられてゐるに反し、予備費には三千億圓に達するほどの大なる予算が計上されてゐる等極めて不合理な方針がとられてゐるから、(一)平衡交付金は必要額を確保すること、(二)短期融資をすみやかに實現すること、(三)地方行政の自主性を確保すること等を実現せられたいとの請願。

第四二〇号 昭和二十七年一月二十一日受理

自動車税引上げ反對等に関する請願  
請願者 大阪市北区宗是町大ビル内大阪府自家用自動車組合連合会内 松本 万次郎外一名

紹介議員 溝淵 春次君  
この度政府は地方税法の改正に伴い、自動車税を自家用と営業用とに區別し、税率の引き上げを企図してゐるよしであるが、かかる改正案はわが自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の衰微を招来するものとなるから、自動車税については現行法通り自家用、営業用の區別を撤廃するとともに税率引き上げに反對であるとの請願。

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四三一号 昭和二十七年一月二十一日受理

自動車税軽減等に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市高砂町三 埼玉県自家用自動車組合内 高沢政吉

紹介議員 小林 英三君  
政府は自動車地方税引上げを考慮するとともに、自家用車と営業用車とを區別し税率を課することを企図してゐる由であるが、かかる改正案はわが国自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の衰微を招来するものとなるから、自動車税については現行法通り自家用と営業用に區別を設けることなす、また、税率を軽減せられたいとの請願。

第四五七号 昭和二十七年一月二十一日受理

自動車税引上げ反對等に関する請願  
請願者 福島市福島県自家用自動車組合連合会内 斎藤 作

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。  
第四五八号 昭和二十七年一月三十日受理  
自動車税引上げ反對等に関する請願  
請願者 福島県平市長橋町七四 福島県炭鉱自家用自動車組合内 飯島正俊

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五〇九号 昭和二十七年二月一日受理

寺院くりに對する課税免除の請願  
請願者 山口県熊毛郡大和村 松浦慶誓外十二名

紹介議員 梅原 貞隆君  
山口県当局および市町村当局等は、寺院のくりに課税の対象と解釈して固定資産税を賦課したが、くりに課税対象でないことは地方税法第三百四十八條によつて明瞭であり、地方税法および宗教法人法の審議に際する奥野、荻田、篠原の各政府委員の答弁は、くり非課税を強く裏づけるものであつて、国法によつて施行せられる地方税が、県または市町村区々の解釈によつて取扱ひを受けることは怪奇の至りであることにも、寺院の教化活動をいぢるしく阻害することになるから、全国一律にくりを非課税とせられたいとの請願。